

茨町農委第136号  
令和6年2月16日

茨城町長 小林 宣夫 様  
茨城町議会 議長 山西 正樹 様

茨城町農業委員会  
会長 箭原 和敏

### 茨城町農地利用最適化推進施策等に関する意見書

農業を取り巻く環境は、高齢化による離農や後継者不足による担い手の減少などにより農業従事者が減少しており、これらを起因とする耕作放棄地の増加が依然として課題となっております。また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等、不安定な国際情勢が、経済活動の縮小、肥料、飼料や燃料等の価格高騰などに悪影響を及ぼし、国内の農業経営に深刻な打撃を与えています。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が施行され、茨城町では令和7年3月までに、地域の農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定を進めることとなっています。その中で、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」の素案の作成については、農業委員会の担当となっており、農業者等に意向把握などの調査を実施します。

このような状況の中、農業委員会は、「農地等の利用の最適化に関する指針」に基づき、遊休農地の発生防止・解消に努める一方、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手農家への農地利用集積や新規就農の促進などに取り組んでいます。

地域の先頭に立ち現場の声を関係機関に繋げ、地域の農業活動を支援し、魅力ある産業として更なる発展を推し進めることが、持続可能な地域社会の実現に結び付くと考えており、今後も国、県や町独自の施策による農業への支援を積極的に継続することが重要であると言えます。これらを踏まえ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見書を提出いたします。

### 記

#### 1 農地等の利用の最適化に関する推進施策について

- (1) 遊休農地の発生防止・解消に関すること。(令和4年度調査において、町内の遊休農地は168ha、町農地面積の約3%である。)
- ① 町独自の補助事業となる「農地集積加速化事業」を活用し遊休農地の解消と担い手農家への集積・集約化を支援できるよう、事業を継続すること。

(2) 担い手農家への農地利用の集積・集約化に関すること。

- ① 農地中間管理事業の制度を広く周知し、事業を促進すること。
- ② 令和3年度に実質化された「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、町が策定することとなるが、目標地図作成のため農業委員会による素案作りについて、これまでどおり、町、町農業公社及び茨城町農地集積推進協議会が一体となり連携して、その活動を支援すること。

(3) 新規参入の促進に関すること

- ① 新規就農者の参入の促進を継続するとともに、県立農業大学校と連携した新規就農者の確保策を検討すること。
- ② 「農業次世代人材投資資金」等の補助制度の活用を周知するなど、新たな農業従事者として就農率が確実な親元就農者に対して、積極的に継続した支援をすること。
- ③ 新たな担い手の確保や担い手農業者育成に係る費用などの支援を継続して行うこと。

## 2 町農業施策の活性化について

(1) 地域一帯の優良畑地の集積・集約化を行う際、担い手農家の参入の妨げとなる狭小な農道について、大型農業用機械の運搬が可能となり、効率的な耕作が図れるよう道路の拡幅、待避所の設置などの整備や保全管理を進めること。

(2) 農地中間管理機構（農地バンク）を通じた売買・貸借等により、農地の集積・集約化の効率的な推進や、売買・貸借を希望する所有者や耕作者の利便性の向上が大きく期待できることから、農地バンクの積極的な運用を進めるよう県、関係機関に働きかけること。

(3) 国内の食料自給率が38%と低迷し、食糧危機が危惧されているなか、町では「国営緊急農地再編整備事業」を進めており、整備された優良農地から、良質な米の生産拡大が期待されている。

については、食料自給率の向上を実現する新たな戦略と、米の消費拡大や積極的な海外輸出などを進めることで、米農家の経営の支援となるよう国、県及び関係機関に働きかけること。

(4) 昨今の経済状況は、円安の影響や石油製品の高騰による物価高、肥料・飼料の値上げなど、農業に係る経費の高コスト化が続いており、農家への支援を継続するよう国、県に対し働きかけること。